

第2回目以降の支給申請

■ 毎月の支給申請についての留意点

- 第2回目以降は、毎月、支給申請をする各受講者の算定基礎月に係る訓練が終了すること（最終の支給申請は、算定基礎月の次の月の訓練を実施した日が10日となった日以降）に、該当する受講者に
 - a 訓練・生活支援給付支給申請書
 - b 誓約書（被扶養者の有無などに異動がある者は、それがわかる書類）を渡して、記載・提出させるとともに、
 - c 訓練・生活支援給付受給資格者証を提出させることとしています。

※「算定基礎月」は、次のようにカウントします。本人が所持する訓練・生活支援給付受給資格者証に記載があります。

【訓練開始前に受給資格認定申請をした者】

訓練開始日から翌月の応当日の前日まで、以降、その応当日を起算日として翌月の応当日の前日までとなります。

【訓練開始後に受給資格認定申請をした者】

申請日の翌日（雇用保険受給者は、雇用保険の給付が終了した日の翌日）から翌月の応当日の前日まで、以降、その応当日を起算日として翌月の応当日の前日までとなります。

<例>

8月3日からの訓練前に受給資格認定申請をしたAさんの算定基礎月は、8月3日から9月2日まで、9月3日から10月2日まで…となります。

※「誓約書」は、支給対象者となる要件について、前回の申請時と異動がないことを誓約するものです。被扶養者の有無などに異動があったときには、それを証明する必要な書類の写しの添付が必要となります。必要な書類についてわからないことがあれば、ハローワークにお尋ねください。

（例）結婚、離婚、子の出生により、被扶養者が異動した場合は、健康保険被保険者証の写し（被扶養者氏名欄がわかるもの）、カード様式の場合は被扶養者の被保険者カードがこの事実を証明するために必要な書類となります。

■ ハローワークでの確認を受ける書類についての留意点

- 支給申請をする受講者について、それぞれ、上記a～cの書類があるか、また記載に漏れがないか確認してください。
- また、「訓練・生活支援給付支給申請確認報告書【第2回目以降報告】」（「確認報告書」）に必要事項を記載してください。記載方法は、様式の記載例を参照してください。
- 書類が整い次第、速やかにハローワークに持参してください。

■ ハローワークでの確認に当たっての留意点

- 第1回目と同様です。最後に、確認報告書に確認印を受けてください。

■ ハローワークでの確認を受けたあとの留意点

- 次の書類を所定の封筒で、中央職業能力開発協会に送付してください。
 - a ハローワークの確認印が押された確認報告書
 - b 受講者から提出された訓練・生活支援給付支給申請書
 - c 受講者から提出された誓約書
（被扶養者の有無などに異動がある者は、それを証明する書類）
- 受講者から提出された訓練・生活支援給付受給資格者証は、本人に返却してください。